

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年 6月 29日

鹿児島県知事 殿

提出者

住 所 鹿児島県曾於郡大崎町野方3887

氏 名 (株)ジャパンファーム チキン事業本部

執行役員本部長 大久保 隆

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 099-478-2211

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社ジャパンファーム チキン事業本部生産部（垂水部門）	
事業場の所在地	鹿児島県曾於郡大崎町野方3887	
計画期間	令和5年4月1日	～ 令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	05 製造業
② 事業の規模	年間出荷額 4,260百万円
③ 従業員数	42人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙① 参照

(日本工業規格 A列4番)

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙②、③ 参照

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	排出量	別紙のとおり t	— t
①現状	(これまでに実施した取組) 鶏糞：鶏糞の攪拌による鶏糞量の削減 発酵促進剤の使用 消化酵素の飼料添加による鶏糞量の削減 死鳥：生産性改善による死鳥の削減		
②計画	【目標】 産業廃棄物の種類 別紙のとおり — 排出量 別紙のとおり t — t		
	(今後実施する予定の取組) 鶏糞：鶏糞の攪拌による鶏糞量の削減（継続） 発酵促進剤の使用（継続） 消化酵素の飼料添加による鶏糞量の削減（新素材の試験） 死鳥：生産性改善による死鳥の削減		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 鶏糞：肥料化 専用施設に保管 死鳥：肥料化 化製品化 専用施設に保管 薬品ビン・注射針・薬品廃液：分けて保管後、外部委託処理 廃プラ：専用倉庫で保管後、外部委託処理
	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 現状の取り組みを継続
②計画	

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	別紙のとおり t	— t
	(これまでに実施した取組) 実績として自ら再生利用は行っておりません。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	別紙のとおり t	— t
	(今後実施する予定の取組) 今後についても行う予定はありません。		

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	別紙のとおり t	— t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	別紙のとおり t	— t
(これまでに実施した取組) 鶏糞、家畜の死体：肥料化することにより、減量を行った。 家畜の死体については化製品処理を行い 飼料原料化している。			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	別紙のとおり t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	別紙のとおり t	— t
(今後実施する予定の取組) これまで実施した取り組みの継続			

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	別紙のとおり t	— t
①現状 (これまでに実施した取組) 実績として埋立、海洋投入処分は行っていない。			
	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	別紙のとおり t	— t
②計画 (今後実施する予定の取組) 今後も埋立、海洋投入処分は行わない。			

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

	【前年度（令和4年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
	全処理委託量	別紙のとおり t	— t
	優良認定処理業者への 処理委託量	別紙のとおり t	— t
	再生利用業者への 処理委託量	別紙のとおり t	— t
	認定熱回収業者への 処理委託量	別紙のとおり t	— t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙のとおり t	— t
①現状 (これまでに実施した取組) 鶏糞、家畜の死体：肥料化し販売する委託を行っている。 廃プラ：焼却処理を委託している。 金属類：再生利用する施設へ委託している。			

【目標】		
産業廃棄物の種類	別紙のとおり	—
全処理委託量	別紙のとおり t	— t
優良認定処理業者への 処理委託量	別紙のとおり t	— t
再生利用業者への 処理委託量	別紙のとおり t	— t
認定熱回収業者への 処理委託量	別紙のとおり t	— t
認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	別紙のとおり t	— t
(今後実施する予定の取組) これまでの取り組みの継続		
※事務処理欄		

**備考**

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

## 産業廃棄物 处理計画書 内訳書

令和5 年度分

事業場名

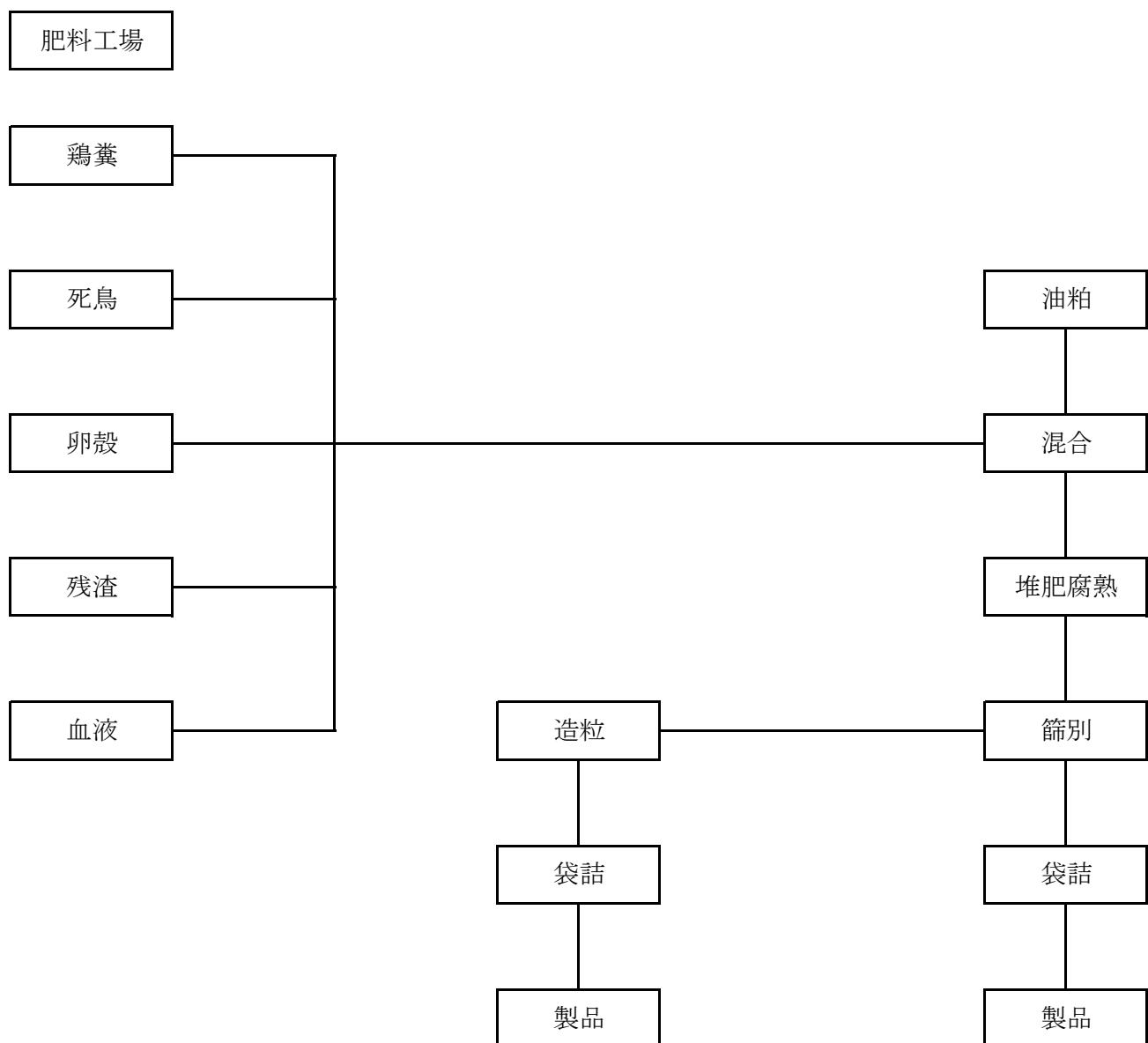
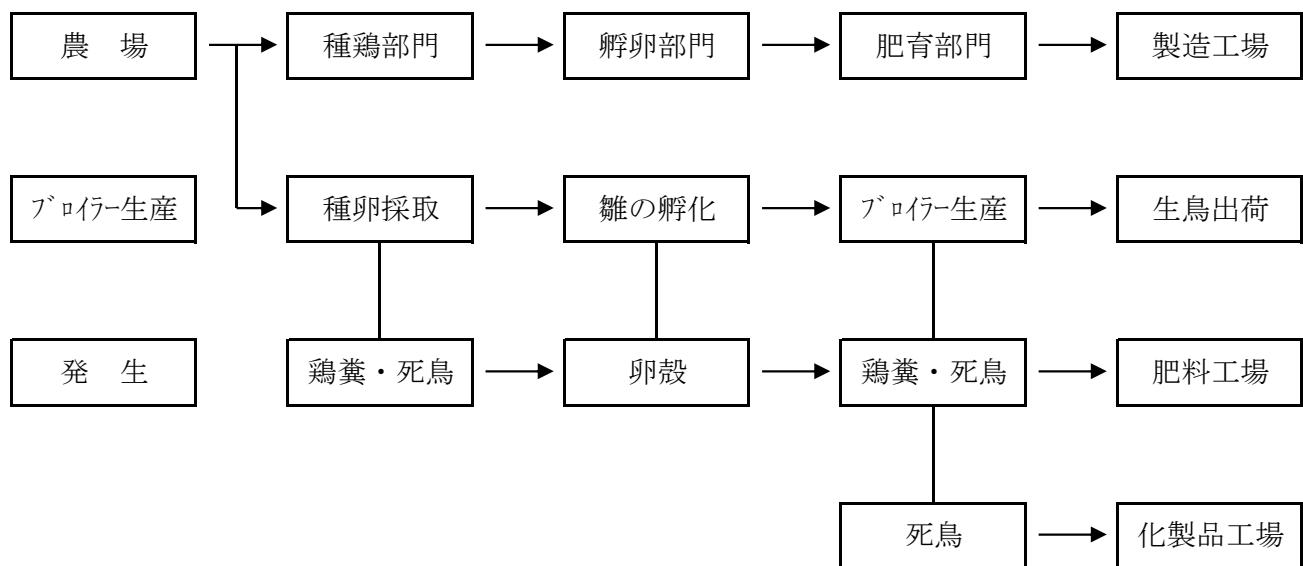
株式会社ジャパンファーム チキン事業本部生産部(垂水部門)

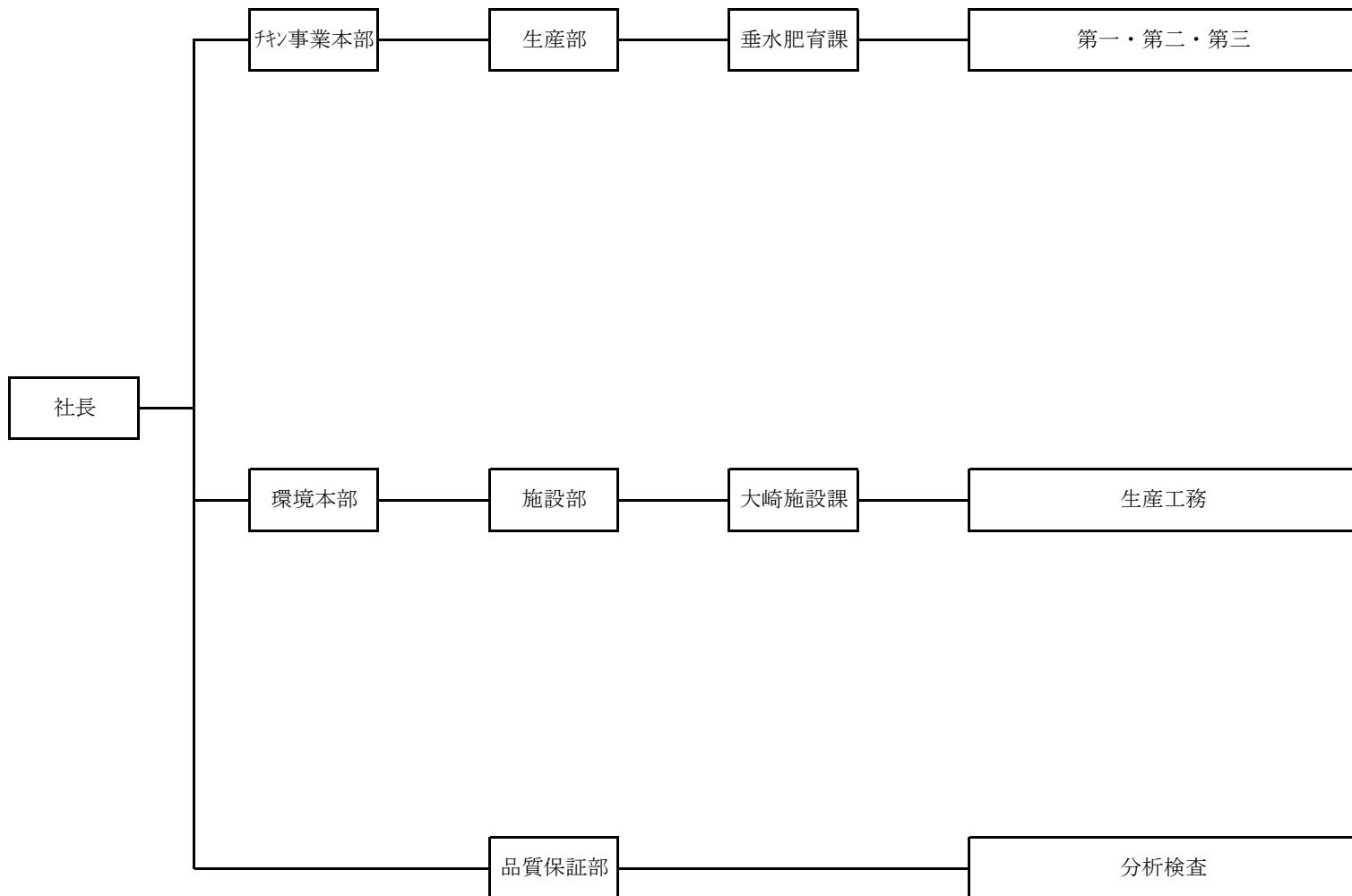
別紙

数字(t)

廃棄物の種類	廃棄物の排出の抑制に関する事項		自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			自ら行う産業廃棄物の埋立処分		産業廃棄物の処理の委託に関する事項													
	(1)現状(前年度実績)	(2)計画(今年度計画)	(1)現状(前年度状況)	(2)計画(今年度計画)	(1)現状(前年度状況)	(2)計画(今年度計画)	(1)現状(前年度状況)	(2)計画(今年度計画)	(1)現状(前年度状況)					(2)計画(現年度計画)									
	排出量	排出量	自ら再生利用を行った量	自ら再生利用を行う量	自ら熱回収を行った量	自ら中間処理により減量する量	自ら熱回収を行った量	自ら中間処理により減量する量	自ら埋立処分を行った量	自ら埋立処分を行った量	全処理委託量	(左記内訳)優良認定処理業者へ処理を委託した量	(左記内訳)再生処理業者へ処理を委託した量	(左記内訳)認定熱回収業者へ処理を委託した量	(左記内訳)認定以外の熱回収業者へ処理を委託した量	全処理委託量	(左記内訳)優良認定処理業者へ処理を委託する量	(左記内訳)再生利用業者へ処理を委託する量	(左記内訳)認定熱回収業者へ処理を委託する量	(左記内訳)認定以外の熱回収業者へ処理を委託する量			
1 燃え殻																							
2 汚泥																							
3 廃油																							
4 廃酸																							
5 廃アルカリ																							
6 廃プラスチック類	36.14	35.09										36.14				36.14		35.09			35.09		
7 紙くず																							
8 木くず																							
9 繊維くず																							
10 動植物性残さ																							
11 動物系固定不要物																							
12 ゴムくず																							
13 金属くず																							
14 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁																							
15 鉛さい																							
16 がれき類																							
17 動物のふん尿	12,531.76	16,184.78											12,531.76	12,531.76					16,184.78	16,184.78			
18 動物の死体	914.63	993.05			834.70	250.41	906.20	358.71				664.22	664.22					634.34	634.34				
19 ばいじん																							
20 その他	0.28	0.00										0.28	0.28					0.00	0.00				
21 混合廃棄物																							
22 廃石綿(特管)																							
23 石綿含産業廃棄物																							
合計	13,482.81	17,212.92	0.00	0.00	834.70	250.41	906.20	358.71	0.00	0.00	13,232.40	13,196.26	0.00	36.14	0.00	16,854.21	16,819.12	0.00	35.09	0.00			

## (ブロイラー生産フローシート)





### 産業廃棄物の処理に係る役割

組 織	役 割
チキン事業本部長	産業廃棄物に関する統括責任 産業廃棄物に関する処理方針の承認 関連法規制遵守についての指揮、命令
環境本部長	上記本部長業務の代行業務
部長	当該部門産業廃棄物処理方法についての決定 産業廃棄物発生および処理状況の把握と改善策の検討 産業廃棄物処理委託契約の締結 監督官庁への各種報告 環境管理委員会への参画 社員および協力会社への教育啓蒙 その他産業廃棄物処理に関して必要な事項
課長	産業廃棄物の発生状況把握 発生抑制対策の実施 廃棄物全般にかかる分別の推進 廃棄物全般にかかるリサイクル化の推進 産業廃棄物管理票の交付管理 その他産業廃棄物処理に関して実務上必要な事項
リーダー	産業廃棄物の発生状況把握 発生抑制対策の実施 廃棄物全般にかかる分別の推進 廃棄物全般にかかるリサイクル化の推進 産業廃棄物管理票の交付管理 その他産業廃棄物処理に関して実務上必要な事項

各部門戦術会議
1.産業廃棄物関連法の伝達、教育
2.産業廃棄物の適正化処理に関する協議検討および各部門への結果報告
3.ブロイラー事業部門全般における発生廃棄物および処理体制の把握
4.ブロイラー事業部門全般における廃棄物処理の統一化
5.リサイクルに関する企画策定
6.産業廃棄物処理業者の調査結果に基づく管理、選定
7.産業廃棄物管理票の電子化推進